



# あに

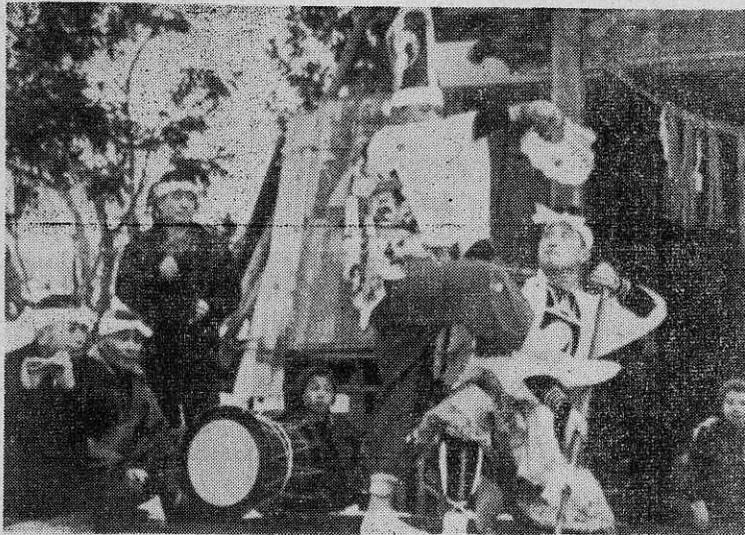
編集と発行 秋田県阿仁町役場総務課  
印刷所 秋田県阿仁町阿仁合印刷所

## No.33号

昭和39年10月25日

(毎月発行)

住みよい  
明るい町を  
築きましょう



## 番楽

根子番楽、それは土臭い古  
代人の祈りと情熱を秘めた、  
格調高い舞いだ。

昭和十一年東京日比谷公会  
堂で開かれた日本民俗芸能大  
会で特賞を受け、一躍全国的  
に脚光を浴びるようになった

が、同部落保存会では、最近  
の流出人口の余波から後継者  
問題で悩まされ、こゝにも悲  
しく世相が反映されている。

銅拍子、太鼓、打捧——と  
現代ジャズにも似た激しさの  
中にも、古典的で優雅な囃に

乗って、舞いは表十  
一番から裏八番へと  
移っていく。

(近く県の無形文化財に  
指定の模様)

## 民謡大会も 農民祭

町及び農協主催による農民  
祭は三十一日より二日間の  
日程で阿仁町公民館を会場  
に開催される。

農産物の展示、商工展示、  
農機具展示、商工即売会等  
多彩なプロで幕を開く事にな  
るが三十一日午後一時から  
はNHK民謡大会も行われ  
る事になり盛会が予想さ  
れている。

## 町長解職請求署名簿

提出に選管に爲るを求めを  
効明有証

阿仁町長解職請求署名簿が  
去る九月三十日町選挙管理  
委員会に署名の有効証明を  
求めるために提出された。  
その手続は次によります。

に關し、異議があるときは  
從覽期間内に異議を申し出  
ることが出来る。「選管は  
異議申立てを十四日以内に決  
定する」「選管は異議決定  
をしたときは有効署名の総  
数を告示し署名簿を代表者  
に返付する」以上の手続き  
により署名

てその代表  
者から長の  
解職の請求  
をする事が  
出来る」の  
規定により  
昭和三十八  
年十二月二  
十日確定の  
基本選挙人  
名簿の有権  
者が九月一  
日から三十  
日以内に行  
われた三分  
の一以上の  
署名を以つ  
て、代表者  
を通じ選管  
に解職請求  
署名簿を提  
出するもの  
であり「選  
管ではその署名の有効無効  
を二十日以内に審査して署  
名の効力を決定しその旨を  
証明する」「選管は署名の  
証明が終了したときはその  
日から七日間署名簿を關係  
人に從覽に供する」「署名

の証明を受  
けた請求代  
表者はその  
日から五日  
以内に町長  
解職の請求  
(本請求)  
を提出する  
事が出来る。  
提出された  
場合はその  
日から六十  
日以内に「  
長の解職投  
票」を行な  
い、解職に  
同意する過  
半数の賛成  
投票があれ  
ば地方自治  
法第八十三  
条により「  
町長はその  
職を失なう」と以上のよう  
な事になつている。  
又、現在選管では署名の有  
効無効を審査中であり、今  
月末には終了し從覽に入る  
模様である。

# 町長解職署名について

町長 宮越 富士之助



## 対外的にも

### 遺憾な不利不評事

去る八月廿九日の二日間に亘り全町民一体の協力のもとに、文部省、秋田県の指定の社会体育公開研究会を大きな成果で終らせていた事におくれば、せ乍ら心からお礼申し上げる次第です。公開研究会が終り新しい人間関係で町造りに大きく飛躍できるものと期待しよるこびの中に町長解職という署名問題が起き町民を昏迷に落し入れ迷惑をおかけした事を深くお詫び申し上げます。

主なるものは第二中学校の今後の問題に起因しているが今の処第二中も再度議決変更もされてないし、勿論建築議決もされていません又二年前第二中建築議決された事を懸念されておる方もおるようですが議決された事には相違ありませんし又予算化が不可能の状態になつております。

たゞ当時と事情に大きな変化が生じている為に小職としましても町の経営上決めても実現出来ぬ事ではなく、当然実現可能な計画や財政事情を責任もてるもので計画し議会や教育委員会に協議願う事は当然であり又止むを得ない事だと考えております。今その為の努力中で議会や教育委員会の方々に協議願つてい

るものであり、従がつて教育委員会の同意と議会の議決がなければ実現されないものであります。計画は安易ですが町の財政事情や今後の町の変わり行く事情等考慮した上で理想的な町造り学校造りをして行かなければならぬかと考えております。

署名も終了し今審査中で今後どのようなかたちで町民の審判をうけるかは未だ判りませんが、何を云つてもあれはウソだとか反省がないとか、署名者の階層云々と悪意に満ちた狡猾な宣伝ピラが町内に流されておりますまことに身に覚えのない事ばかりであります。

## 町民の協力により 地方自治の目的遂行

町長として町民に背を向けるような背任的不正や裏切等は一切しておらず小職としては皆さんの代表者である議会議員の議決を尊重し忠実に実行にうつし住民福祉の向上をより高くして行く為に努力して行く以外にないのであります。

## 不正や背任は

### 身に覚えがない

皆さんもお続みなつておると思いますが、解職決議書の十五項目は私初め関係職員が悪を平気で行なつておるかの印象を町民に強く与えておられますが、決して不正や背任等法律や町の規則をおかしているような事はいたしておりません。

その証拠には議会に於いてその十五項目中二、三について過去において質疑等ありました。調査の結果報告も出され了承を得処理され運営されて来ております。署名に関することの発端の

等を行なつて当局に協力をされる姿勢で運営されておつた事実もございませぬ。

よう最善を尽くす考えでおります。解職署名について実情の一端と小職の釈明を加え、町発展に皆さまの惜しみないご協力を賜わりますようお願いする次第であります。

## 鍵ノ瀧に電灯つく

### 無電燈地区これで解消

無電燈解消の為の工事中であつた本町鍵ノ瀧地区(僻地農山漁村電氣導入事業)は去る九日に完成その点灯を見た。

この地区は本町唯一の無電燈地区でもあり生活文化の向上からも数年前からその工事着工を計画されてきたものであつたが、山間僻地である為多額の費用を要しその負担も過重であるとして困難視されていたが、今回補助及び融資制度等の好条件の見透しもついたので、農山漁村電氣導入促進法に基づき実施されたものでありこれで本町における無電燈地区は完全に解消された事にもなる。

## ご協力下さい

鉄道事故を防ぐため立体交さや警報機をつけたり、あるいは整理統合、交通規制をするなどして、いろいろ改善をすすめておりますが

## 住み良い環境づくり

### 掃除検査始まる

秋季大掃除検査が次の日程により実施されます。  
環境衛生の推進向上が叫ばれてる折でもあり衛生的な住み良い環境を作り上げるよう係では望んで居ります。  
△日程及び巡回地域  
◎11月2日 上小、下小、小淵、吉田、鳥坂、大平、岩ノ目  
◎11月4日 湯戸内、長の町、上併、三軒町、下浜  
国民の不平や不満希望等の解決を促進するためあつせんする相手方が国の行政機関である場合は勿論、公社、公庫、公団、事業団など政府の関係機関としての業務を行うものに対する相談の申出を親身になってお世話をやるのが行政相談委員と行政監察局の役目でありま

## 小林氏 県知事表彰

県統計大会は去る二十三日秋田市産業会館を会場に開催されたが本町関係では永年統計功労者として商、工業、住宅、事業、国調と各調査を担当協力して来ている小林勲氏(古河阿仁鉱業)が県知事表彰を受けた。

## ご連絡します

予約中の昭和四〇年用秋田県民手帳が入荷しました。申込まれた方々については、結構です。故役場総務課までおいで下さい。尚、若干の余分がありますので希望者は至急ご申込下さい。

- ◎ 領価 一冊 百円
- ◎ 携帯便利なポケット型
- ◎ 豊富な統計資料
- ◎ スマートナビニールシート装いで(名刺入定期券入付)

## 電気火災にご注意!

十一月二十六日から十二月二日まで秋の火災予防運動が実施されます。これから冬にむかい毎年電気器具による火災が多くなつてきます。便利な電気暖房器具もちよつとした不注意で思わぬ火災の原因とな

りかねません。特に電気コンロ、電気ストーブ、電気コタツなどの移動可能な電熱器具による火災がめだつて多くなつてきています。

一般家庭において電気器具をより便利により安全に使うためつぎのようなことに注意してほしいものです。

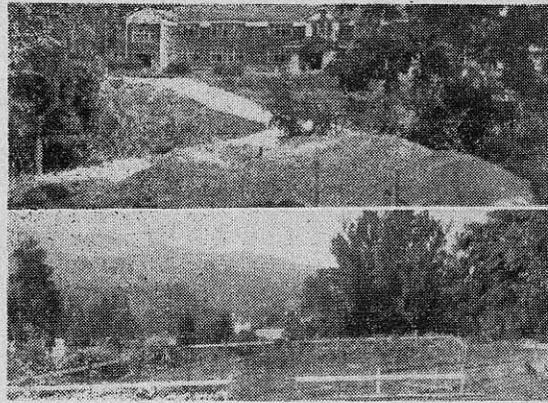
## お詫び

多数の本紙掲載の原稿を頂いておりますが紙面の都合で掲載出来なかつた事をお詫び申し上げます。

# 急ピツチで進む 阿中寄宿舎建築

(既報) 教育の環境向上の立場から去る八月議会の万場の同意を得た阿仁合中学

校寄宿舎建築工事は、多將軍の訪れを目前にして、今石川建設により急ピツチで進められている。



十一月末には完成の予定でありこれに山間僻地生徒の不便を解消すべく永年の地域住民の要望が実を結ぶに至ったわけである。  
(写真) 上寄宿舎敷地より中学校を望む。下基礎工事現場。

## 赤ちやんコンテスト

### 秋季入選者

△石川留美子(久毅氏長女)  
△萱草△加賀谷孝典(昭一氏次男) 新町△中川浩(守氏長男) 比立内△平川弘毅

(豪氏長男) 大町△鈴木淳子(新一郎氏長女) 大町  
△柳谷潤一(昭蔵氏長男) 下新町。

尚春季入選赤ちやん十五名とともに来る三十一日から農民祭に町表彰される事になっている。

## 「私は見て来た東京五輪」

### ◇厚生省の招きで◇

厚生省の招持による養護施設の児童、里子の東京オリンピック見学は県内十五名のこれら児童参加のもとに去る十五日(陸上競技)に行われた。

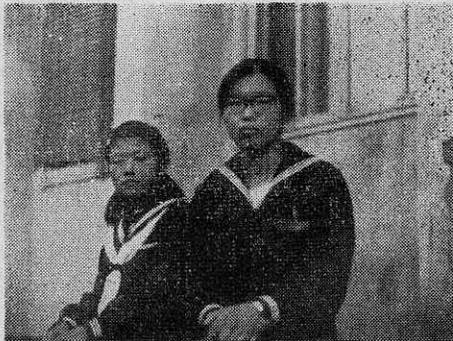
本町からは高瀬正子さん(阿中三年) 同順子さん(同一年) 姉妹里親保育所長宮原忠美氏Ⅱがこの機会に恵ぐまれ十三日出発し十六日帰町したが姉妹はその時の印象を次のように綴り、社会福祉協議会(会長宮越富士之助氏)の厚意を謝した。  
(写真) 右正子さん左順子さん)

### ▽この見学を

#### 生かしたい△

高瀬正子

一番印象に残るのは赤々と燃え上る聖火、そして約八万人が収容出来ること云われる国立競技場の雄大な建物配色の見事さと、遠来の外



## ▽感激を忘れず がんばりたい△

高瀬 順子

今年、はじめてアジアで行なわれたオリンピックを見、驚いたのは競技場がとても広かつたこと、見物する人の入場数が八万近くであることでした。そして印象に残ることは見物席にいらぶ観衆の様々な色と配色のよい競技場、又、そのまわりを囲んでいる万国旗でした。私が生きている間に再び日本のオリンピックはこの目で見られないでしょう。秋田県の何万人の中学生のなかで、わずか十何人の一人として、見ることのできたことを、何よりも幸福と、これからいつまでもこの感激を忘れないで、がんばっていきたく思います。

## 薄弱児に千円

### 請求手続きは役場で

重度精神薄弱児扶養手当法が本年九月一日施行され一人に月千円が支給される事になって居ります。

これは家庭において介護されている重度精神薄弱児についてその生活向上に寄与する事を趣旨とした手当を支給する事により、その福祉の増進を図る事を目的と

## 福祉年金を

### 請求しましたか

昭和三十四年十一月一日現在で七〇才になつておる人同じく義務教育終了前の子供がおり夫と死別しておる母子家庭、及び障害者で一級に該当する人は今月三十一日迄に裁定請求の手続きをしなければ時効となりますので今すぐ役場か支所に届出下さい。

## 年金保険料の

### 納付について

国民年金保険料は自主納付になつていますから役場又は支所の窓口で毎月納付するように心がけて下さい。又二〇才に達した人で厚生年金等の年金に加入しておらない人は義務加入ですから同じく役場又は支所へ申出下さい。

## 新教育委員決る

### 委員長には中島氏

町教育委員、任期満了(二名)により去る九月二十八日高橋金蔵氏(上新町)佐藤松治氏(比立内)が議会の万場一致の同意を得、新教育委員に選任された。又後任委員の就任により、欠員となつた教育委員長に

は中島三郎氏、代行者には山本悦子氏が選任された。尚任期満了の前委員長は教育界の永年功績者として今般原教委より表彰、佐京寛雄氏もまた同じく功労者として町より感謝状をおくられている。